

第1回地域包括支援センター運営部会次第

日時：令和2年8月24日（月）
第1回介護保険運営協議会終了後
場所：三条市役所 第3委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 協議事項

- ア 令和2年度 地域包括支援センター運営部会の審議計画（案）について … 資料1
- イ 介護予防ケアマネジメント等の委託について … 資料2

(2) 報告事項

- ア 令和元年度 地域包括支援センターの事業評価及び事業報告等について … 資料3

3 その他

4 閉 会

	開催日	議題及び主な報告事項
第1回	令和2年8月24日	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度 地域包括支援センター運営部会の審議計画（案）について・介護予防ケアマネジメント等の委託について・令和元年度 地域包括支援センターの事業評価及び事業報告等について
第2回	令和3年2月	<ul style="list-style-type: none">・介護予防ケアマネジメント等の委託について・令和3年度 地域包括支援センターの運営方針（案）について・令和3年度 地域包括支援センターの事業計画・収支予算（案）について

【参考】地域包括支援センター運営部会の主な審議事項

ア 地域包括支援センター設置に関すること

担当圏域の設定、センターの設置・変更・廃止、委託先法人の選定・変更、委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業実施状況、センターが介護予防ケアマネジメント等の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の承認 等

イ 地域包括支援センターが行う業務に関すること

センターの運営方針、事業評価等運営状況、センターの職員体制 等

1 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは、要支援認定者や総合事業対象者に対し、ケアプランの作成等により適切にサービスを受けられるように支援する業務です。利用者の介護予防や自立支援を目的に、その方の心身の状況や置かれている環境などの様々な状況に応じて、利用者本人の選択などに基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 介護予防ケアマネジメント等の委託の承認について

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント等の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

委託する場合でも、地域包括支援センターがアセスメントに関与し、居宅介護支援事業所が作成したケアプランの確認を必ず行い、必要に応じてサービス担当者会議や評価訪問に同行します。

介護予防ケアマネジメント等の委託事業所として、下記事業所に新規に委託しました。

担当包括	事業所名	住所	法人名	委託の理由
嵐南	在宅介護支援センター 白根やすらぎの里	新潟市南区鷲ノ木新田 4018-1	社会福祉法人 新潟 慈恵会	ケアハウス入居中の利用者が施設併設の居宅介護支援事業所を希望したため
嵐南	在宅介護支援センターいっぷく	三条市庭月630番地 4	社会福祉法人 しただ	ケアハウス入居中の利用者が施設併設の居宅介護支援事業所を希望したため
東	介護センターさかえの里	三条市福島新田丁 1481 番地 1	社会福祉法人 さかえの里	嵐南圏域から転居した利用者が転居前と同一のケアマネジャーを引き続き希望したため

令和元年度 地域包括支援センターの 事業評価及び事業報告等について

三条市福祉保健部高齢介護課

1 令和元年度地域包括支援センターの事業評価の概要

(1) 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、**人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センター業務の受託者が事業の質の向上に必要な改善を図っていくことで、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させる**ことを目的とする。

(2) 評価の基準

ア 国通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（令和2年5月29日老振発0704第1号）で示された評価指標に基づき評価

《評価指標》

- 個別業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務）
- 業務連携（在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備）
- 組織・運営体制等（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制、個人情報管理、利用者満足度の向上）

イ 「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」及び「平成31年度地域包括支援センター運営方針」に基づき、業務を適切に実施しているか評価

《評価指標》

令和元年度地域包括支援センターの事業報告のとおり評価

ウ 公平性・中立性を確保するため、センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏りがないか等について評価

《評価基準》

訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具貸与において特定の法人の事業所の紹介率が80%を超えていないこと※
（※「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）の第83号の基準に準ずるもの。）

2 令和元年度地域包括支援センター運営方針について

令和元年度の重点活動

1 フレイル予防の実施

フレイル状態にある高齢者の早期把握に努め、その状態を改善させるため、様々な介護予防事業を組み合わせることで効果的なフレイル対策につなげる。

2 圏域単位の多職種連携の強化

地域包括ケア総合推進センターと連携し、個別ケア会議、圏域地域ケア会議を活用し、圏域内の多職種の顔の見える関係と日常的な相談・協働の関係づくりを促進する。

3 認知症の人とその家族に対する地域の支援体制の強化

認知症の人とその家族の支援策を協議するための地域住民を交えた個別ケア会議、圏域地域ケア会議又は地域に対する啓発を実施する。

「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に示す
地域包括ケアシステムの構築方針を踏まえ、次の9つの事業を実施

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護予防ケアマネジメントの実施
- (3) 総合相談支援業務の実施
- (4) 権利擁護業務の実施
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施
- (6) 地域ケア会議の実施
- (7) 在宅医療・介護連携の推進
- (8) 生活支援体制の構築
- (9) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(1) 介護予防の推進

《令和元年度実施状況及び課題》

ア 介護予防が必要な高齢者の把握

- 令和元年度からサロン等の集いの場でフレイルチェックを実施した。「フレイル」という言葉自体分かりづらく、高齢者本人の気付きにつなげるためには、継続した実施が必要である。
- 栄圏域、下田圏域では、重点的に個別訪問する地域を決め、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行った。
- その他の圏域では、民生委員等の情報により心配な高齢者の実態把握を行った。

イ 地域住民への普及啓発

- 集いの場からの依頼により、介護予防や認知症予防の啓発講座を実施しているが、申込数は減少傾向にある。
- 一部の圏域では、セカンドライフ応援ステーションと連携し、申込がない集いの場に地域包括支援センターから声を掛けて啓発を行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
介護予防が必要な高齢者の把握	(人)	—	85	—	68	—	117	—	126	—	76	—	472
介護予防に関する啓発講座	(回)	10	12	13	14	6	8	9	6	6	4	44	44

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 今年度から新たにフレイルチェックを実施するほか、重点的に一人暮らし高齢者等の個別訪問を行う圏域が増えており、高齢者の実態把握を積極的に行っている。

改善すべき点

- フレイルチェックを継続的に実施することで、高齢者本人の気付きや行動変容につなげる必要がある。「フレイル」自体が分かりづらいため、分かりやすく伝える工夫が必要である。
- 地域住民に対して「自立支援」に関する意識の更なる啓発が必要である。介護予防普及啓発講座等の際に、介護保険サービスは自立支援を理念に行われていることを啓発していく必要がある。

令和2年度の取組

- 高齢者が集まる集いの場や様々な機会を捉えてフレイルチェックを継続的に実施する。
- 申込がない集いの場等に対し、地域包括支援センターから声掛けを行い、積極的に啓発活動を実施する。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施

《令和元年度実施状況及び課題》

- 直営実施のケアマネジメントはもちろん、委託しているケアマネジメントにおいても、自立支援に向けたケアマネジメントとなるよう助言に努めている。良いケアプランに改善したケアマネジャーに対しては、良い点を伝えるなどケアマネジャーのモチベーションの向上につなげている。
- 居宅介護支援事業所にインフォーマルサービスや集いの場等の社会資源について情報提供を行い、社会資源もケアプランに位置付けるよう助言をしている。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
介護予防ケアマネジメント実施件数	(件)	2,755	2,859	2,736	2,727	1,882	2,079	887	1,086	450	457	8,710	9,208
直営実施件数	(件)	699	708	791	624	724	740	586	695	229	290	3,029	3,057
委託実施件数	(件)	2,056	2,151	1,945	2,103	1,158	1,339	301	391	221	167	5,681	6,151

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 介護予防ケアマネジメント業務等を委託しているケアマネジャーに対して、全てのケアプランのチェックを行い、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントになるよう助言している。
- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、インフォーマルサービスの視点が弱いため、地域包括支援センターから情報提供をするようにしている。嵐南圏域では、圏域内の集いの場の一覧を独自で作成し、ケアマネジャーに配布している。

改善すべき点

- ケアプランの作成の際には、利用者が自ら目標とする生活に向かって行動できるような、具体的な目標を設定するようにしているが、自立支援の啓発が不十分なため、利用者の合意形成が難しい。また、市から利用者のセルフマネジメントの支援の手法が明確に示されておらず、検討が必要である。

令和2年度の取組

- 自立支援型地域ケア個別会議の活用により、それぞれのケアマネジメントを振り返り、地域包括支援センター内で共有していく。
- 市とともにセルフマネジメントの在り方、手法を検討し、第8期介護保険事業計画期間で普及を図る。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(3) 総合相談支援業務の実施

《令和元年度実施状況及び課題》

- 民生委員や自治会長の会議等に出向いて地域包括支援センターと地域の関係者との連携を深めたり、一人暮らし高齢者等の個別訪問して実態把握を行ったりすることで、早期相談につなげるよう努めた。
- 「8050」問題など複合的な課題や複雑化した課題を抱える相談ケースが増えている。困難なケース等は、それぞれの職種の専門性を生かして、職員間で相談しながら、適切なサービスや制度の利用を促したり、支援機関につないでいる。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
相談者実人数	(人)	2,307	2,446	2,246	2,174	1,861	1,946	1,659	1,834	1,282	1,697	9,355	10,097
相談延件数	(件)	4,576	4,968	6,689	5,882	4,061	4,284	4,044	4,761	1,743	2,026	21,113	21,921

《相談内容の内訳》

- サービスに関する相談 37.9%
- 介護予防ケアマネジメントに関する相談 11.7%
- 所得・家族生活に関する相談 1.4%
- 指定介護予防支援事業所としての相談 23.7%
- 医療に関する相談 8.3%
- 介護予防対象者の把握に関する相談 0.1%
- 介護・日常生活に関する相談 12.7%
- 権利擁護に関する相談 3.5%
- 苦情相談、その他 0.6%

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 全センターで、相談内容を記録して市と共有する仕組みができており、精神疾患や虐待の事例など地域包括支援センターでは対応困難な相談事例等については、市へ支援を要請し、市と連携しながら対応している。
- 各センターでの独自のパンフレットを作成し、地域住民や公共施設、金融機関、スーパー等に配布し、センターの周知に努めている。嵐北圏域、嵐南圏域では、「らんぼく便り」や「らんなん新聞」を作成し、センターの具体的な活動について紹介した。
- 栄圏域では、毎年、圏域の地図に一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の情報をマッピングし、管理している。マップに基づき、高齢者の実態把握訪問を行い、早期相談につなげるよう努めている。

令和2年度の取組

- 引き続き、金融機関やスーパー等との顔つなぎを行うことで地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域の関係者に対しては具体的な活動の紹介も行き、自治会長や民生委員等との連携を図る。
- 複合化・複雑化した課題を抱える高齢者とその世帯への支援に対し、他の相談支援機関や多職種と連携して対応する。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(4) 権利擁護業務の実施

《令和元年度実施状況及び課題》

- ・ 成年後見制度の利用が必要な事例が増えており、相談・支援した件数は平成29年度の1.9倍であった。弁護士や司法書士等と連携し、市長申立ての手続き等の活用に協力した。
- ・ 警察やケアマネジャー等からの高齢者虐待の通報が増えている。サービス事業所等が通報に迷った時には、疑いの段階での早期通報を促した。
- ・ 権利擁護に関する啓発について、嵐南圏域では出前講座が行えることを周知したり、栄圏域では住民参加型地域ケア会議で市民なんでも相談室や弁護士からの講話等を行うなど、周知に努めた。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
成年後見制度の相談・利用支援	(件)	34	81	22	60	35	33	37	85	15	15	143	274
老人福祉施設への措置入所相談	(件)	0	1	19	1	0	1	12	37	4	2	35	42
高齢者虐待の相談・養護者支援	(件)	166	147	235	205	169	73	79	112	11	9	660	546
困難事例の相談・支援	(件)	10	21	5	7	24	16	9	4	2	1	50	49
消費者被害の相談	(件)	3	2	3	2	0	0	2	3	0	0	8	7
権利擁護に関する啓発	(回)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	2

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 全センターで、成年後見制度や高齢者虐待において、市や関係機関と連携しながら適切に対応している。
- ・ 栄圏域では、民生委員児童委員協議会で過去の消費者被害事例を紹介したり、住民参加型地域ケア会議のテーマを「消費者被害」にするなど、積極的な啓発を行った。

改善すべき点

- ・ 一部センターで、職員の異動等が多く、成年後見制度の市長申立ての判断基準が職員に周知されていなかった。市の要領を再度配布し、周知を徹底する必要がある。

令和2年度の取組

- 成年後見制度等の相談やニーズが増えていることから、弁護士等との関係機関に個別ケア会議に参加してもらうなど連携体制を深めていく。
- 「わたしの安心ノート」を活用した権利擁護に関する市民啓発を引き続き行う。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

《令和元年度実施状況及び課題》

- ケアマネジャーから困難事例の相談があった場合は、同行訪問して事例の共有を図ったり、個別ケア会議を開催して関係機関と課題解決に向けた検討を行い、支援した。また、サービス担当者会議等にも同席し、継続的に支援できるよう努めた。
- 事例検討会は、介護支援専門員連絡会が主となって開催しており、検討会への出席や事例提出の支援を行うなど、ケアマネジャーのネットワーク構築等の支援を行った。
- 嵐南圏域では、3年未満のケアマネジャー対象や男性ケアマネジャー対象の事例検討会を開催しており、栄圏域では、施設ケアマネジャーや福祉用具事業所等の多職種事例検討会を開催するなど、圏域内の介護支援専門員のニーズに応じた事例検討会を開催した。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
サービス担当者会議開催支援	(件)	0	1	0	1	6	3	12	7	2	1	20	13
事例検討会の開催・開催支援	(件)	0	0	2	3	1	0	1	1	1	0	5	4
ケアマネジャーの困難事例の支援	(件)	26	88	51	83	158	92	144	159	2	1	381	423

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 嵐南・栄圏域では、圏域内のニーズを捉え、工夫した形での事例検討会等を開催している。
- 嵐南圏域では、圏域内の居宅介護支援事業所を訪問し、課題や困難事例についての情報交換を行い、連携体制の整備に努めている。

改善すべき点

- 嵐南・栄圏域以外のセンターでは、ケアマネジャーを対象とした研修会・事例検討会等の開催計画は策定していない。事例検討会や情報交換会等の必要性は感じているため、今後具体的な計画を検討する必要がある。
- 一部センターで、緊急で行う個別ケア会議が多くなっており、利用者に関わる関係者しか参集しないことが多くなっている。ケアマネジャー支援のためには、多様な関係機関が意見交換できる場を設ける必要がある。

令和2年度の取組

- 圏域内のケアマネジャーの課題やニーズを捉え、地域ケア会議や事例検討会等を通じて多職種の顔の見える関係づくりを推進することで、日常的に相談や協働できる体制を構築する。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(6) 地域ケア会議の実施

《令和元年度実施状況及び課題》

ア 個別ケア会議の実施

- ケアマネジャーが抱える困難事例を中心に個別ケア会議を開催した。検討内容に合わせ病棟看護師や医療相談員、薬剤師等の医療関係者や弁護士、障がい担当職員等の福祉関係者、自治会長、民生委員、地域住民などの地域の関係者などの多職種を招集し、課題解決の検討を通じてネットワーク構築を図った。それぞれの事例で地域課題があるが、課題の抽出までの深い検討には至らなかった。

イ 圏域地域ケア会議の実施

- 「頼れる親族がない高齢者への支援」、「集合住宅における高齢者の支援」、「8050問題」、「在宅医療の体制」など、圏域の地域課題やニーズに応じ、それぞれのセンターごとにテーマを決めて会議を実施した。テーマに応じて医療関係者、権利擁護関係者、インフォーマルサービスの関係者、自治会や民生委員等の地域の関係者を招集し、具体的な地域づくりや対応方法等について検討を行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
個別ケア会議	(回)	3	4	2	4	7	5	5	2	1	1	18	16
圏域地域ケア会議	(回)	6	9	13	5	8	9	8	8	4	2	39	33

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 圏域の地域課題やニーズに応じ、テーマに沿った多種多様な関係者を参集し、具体的な検討につながる地域ケア会議を開催している。

改善すべき点

- 個別ケア会議において、地域課題の抽出までの深い検討ができるよう、個人の課題を一般化するなど、市と連携しながら会議の運営方法の見直しが必要である。
- 困難事例以外の個別事例を自立支援等の視点から多職種と検討する個別ケア会議の開催が必要である。

令和2年度の取組

- これまでの個別ケア会議の内容を整理し、地域課題や不足する資源の把握を行う。
- 自立支援に資する個別ケア会議も意識して行い、多職種が検討を行うことで、顔の見える関係づくりを進め、日常支援での連携を強化する。
- 引き続き、地域課題に合わせたテーマで圏域地域ケア会議を開催し、地域での資源開発等の解決策を検討する。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(7) 在宅医療・介護連携の推進

《令和元年度実施状況及び課題》

- ・ 個別ケア会議等に病院相談員、病棟看護師、訪問看護師、薬剤師等の医療職を参集し、医療と介護の多職種で検討を行うことで、医療・介護の連携体制の構築を進めた。
- ・ 各圏域で在宅医療・介護に関する住民啓発として「住民いきいき講座」を開催した。圏域の医師等から講演いただくことで、医師を中心とした地域ぐるみの連携につながる機会となった。栄圏域では、住民参加型ケア会議として実施し、住民だけではなく医療・介護関係者とともに在宅医療・介護を考える機会となった。また、「わたしの安心ノート」の記入体験を通じ、参加者からは「医療や介護のことを家族等と話し合うきっかけになった」との声があった。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
医療・介護の多職種連携につながるケア会議の実施	(回)	—	5	—	0	—	0	—	2	—	2	—	9
在宅医療・介護に関する住民啓発	(回)	—	1	—	1	—	0	—	0	—	1	—	3

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターと連携し、地域ケア会議における多職種での事例検討や住民いきいき講座等の市民啓発を行っており、在宅医療・介護連携の推進を図っている。
- ・ 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターが主催する多職種連携研修会や医療系職種との情報交換会等に各地域包括支援センターの職員が積極的に参加し、多職種との顔の見える関係づくりができており、日頃の支援での連携につながっている。

令和2年度の取組

- 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターと連携し、在宅医療の「終末期支援」をテーマに圏域地域ケア会議を開催する。事例を通じて終末期における利用者や家族の意向に沿った支援のための情報共有の方法を検討する。
- 引き続き、地域住民を対象とした圏域単位の「住民いきいき講座」を実施する。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(8) 生活支援体制の構築支援

《令和元年度実施状況及び課題》

- ・ セカンドライフ応援ステーション等と連携したり、地域包括支援センターが集いの場に出向いたりし、集いの場の実態把握や継続の支援を行った。
- ・ 一部地区で市やセカンドライフ応援ステーションと連携し、集いの場の立ち上げの支援を行った。
- ・ 生活支援体制づくりに関する地域の支え合い体制等の啓発を市やセカンドライフ応援ステーションと共に行った。
- ・ 嵐北圏域では、スーパーの閉店に伴い、買い物支援等の課題について自治会長や民生委員等の地域住民とともに地域ケア会議を実施した。検討の結果、移動スーパー等の取組につながった。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
集いの場の実態把握・支援	(回)	2	0	0	15	0	0	5	2	0	2	7	19
集いの場の立ち上げ支援	(回)	—	6	—	1	—	0	—	1	—	0	—	8
生活支援体制づくりに関する ケア会議の実施	(回)	—	3	—	3	—	2	—	2	—	0	—	10

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫 している点

- ・ 全ての地域包括支援センターで、生活支援に関する啓発を行う地区や重点的に体制づくりに取り組む地区を決め、市やセカンドライフ応援ステーションと共に、啓発や地区の取組の支援を行った。
- ・ スーパーの閉店等の地域課題に対し、地域ケア会議を開催して早期の対策につなげた。

改善すべき点

- ・ 地域の方が生活支援体制づくりの必要性を感じない地区やキーパーソンがいない地区など、生活支援に関する啓発に留まり、具体的な取組にはつながらなかった圏域もあった。

令和2年度 の取組

- 市、セカンドライフ応援ステーション等と共に、各圏域の特性を考慮しながら効果的な啓発を行い、早期に生活支援の体制づくりが必要な地区から順次、地域の支え合い体制づくりの取組の支援を行っていく。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(9) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

《令和元年度実施状況及び課題》

- 認知症地域支援推進員と連携し、各地区で認知症高齢者の見守り体制について地域住民に啓発を行い、全ての圏域で認知症声掛け訓練を実施した。
- 一部センターでは、小学生に対する認知症サポーター養成講座等の啓発を行い、多世代での地域づくりの推進につなげた。
- 医療や介護サービスにつながらない事例など、地域包括支援センターだけでは対応に苦慮しているケースは、認知症初期集中支援チームにつないで支援した。チームにつなぎたいケースでも、家族の同意が得られない、本人の受入れが心配等の理由でつながらないケースもあった。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計		
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	
認知症に関する啓発	(回)	—	1	—	5	—	1	—	0	—	0	—	7	
認知症高齢者声掛け訓練	(回)	—	1	—	1	—	1	—	3	—	1	—	7	
認知症初期集中支援チーム	チーム員会議出席	(件)	5	3	4	2	4	3	7	4	2	3	22	15
	初期集中支援の訪問	(件)	11	1	5	3	14	6	7	5	0	4	37	19

《令和元年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 全ての地域包括支援センターで、認知症高齢者の見守り体制づくりのため、自治会や民生委員、地域住民とともに認知症高齢者への声掛け訓練を実施している。
- 認知症初期集中支援チームにつないだケースにおいても、支援チームと情報共有しながら適切に支援している。

令和2年度の取組

- 地域の見守り体制づくりを広めていくために、大規模な認知症声掛け訓練だけではなく、地域のサロン等を対象とした小規模な声掛け講座等も行っていく。
- 多世代での認知症の理解を深めるため、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催する。

3 令和元年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(10) 組織・運営体制等

《令和元年度事業評価》

ア 組織・運営体制（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制の周知）

良い点・工夫 している点

- ・ 市の運営方針の内容に沿い、全ての地域包括支援センターで事業計画を策定している。相談業務や地域ケア会議等の検討を通じて把握した地域課題に応じ、重点活動を設定している。
- ・ 2か月に1回の地域包括ケアシステム構築に関わる実務者連絡会に、ほぼ全ての職員が出席し、情報共有を図っている。

改善すべき点

- ・ 夜間・早朝、平日以外におけるセンター職員への連絡体制は整っているが、一部センターでは24時間対応であることを周知していない。今年度作成するパンフレットで周知を行う。

イ 個人情報の管理

良い点・工夫 している点

- ・ 全ての地域包括支援センターで個人情報保護に関するマニュアル等が整備されている。
- ・ 個人情報の持出は必要最低限しか行っておらず、一部センターでは、利用者宅を訪問する場合でも、個人ファイル等は持ち出さず、情報を記憶して訪問している。

改善すべき点

- ・ 一部センターで、職員の異動等があり、個人情報が漏えいした場合の対応等についての周知が不十分であった。市への報告やマニュアルに沿った対応等を徹底する必要がある。

ウ 利用者満足度の向上

良い点・工夫 している点

- ・ 全ての地域包括支援センターで、利用者からの苦情内容等を市に報告する体制が整っている。
- ・ ケアマネジャーや介護サービスに関する相談について、必要に応じて市に相談や協議を行い、適切に相談に応じている。
- ・ 全ての地域包括支援センターで、相談者のプライバシーが確保されるよう相談室、相談ブースが設けられている。

4 令和元年度地域包括支援センターの収支決算

(1) 収入

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
地域包括支援センター運営業務委託料	23,842,000	28,749,469	23,842,000	15,783,000	15,783,000	
介護予防ケアマネジメント委託料	12,869,470	12,184,210	9,148,580	4,805,120	1,975,100	
介護報酬	10,513,480	14,141,060	9,943,160	4,977,160	5,661,290	
利息配当金・雑収入・その他	0	2,449	0	16,591	0	
収入合計	47,224,950	55,077,188	42,933,740	25,581,871	23,419,390	

(2) 支出

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
人件費	22,907,129	29,846,718	24,247,301	19,362,538	21,220,307	
物件費	24,206,430	23,657,813	16,767,645	7,286,074	6,797,299	
支出合計	47,113,559	53,504,531	41,014,946	26,648,612	28,017,606	

(3) 収支状況

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田
収入合計	47,224,950	55,077,188	42,933,740	25,581,871	23,419,390
支出合計	47,113,559	53,504,531	41,014,946	26,648,612	28,017,606
収入合計 - 支出合計	111,391	1,572,657	1,918,794	△1,066,741	△4,598,216

4 令和元年度地域包括支援センターの収支決算

【参考】支出（人件費）

（単位：円）

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
給料	12,419,460	16,914,304	13,011,660	12,510,211	12,627,180	
職員手当等	7,191,555	5,892,101	7,545,882	4,074,900	4,878,320	
共済費	223,500	1,921,147	268,000	339,000	1,113,750	
賃金	0	1,546,409	0	20,000	0	
法定福利費	3,072,614	3,572,757	3,421,759	2,418,427	2,601,057	
人件費合計	22,907,129	29,846,718	24,247,301	19,362,538	21,220,307	

【参考】職員数

	嵐北	嵐南	東	栄	下田
専門職	4人	5人	4人	3人	3人
事務職	0人	1人	0人	0人	0人
プランナー	1人	1人	1人	1人	1人
合計	5人	7人	5人	4人	4人

4 令和元年度地域包括支援センターの収支決算

【参考】支出（物件費）

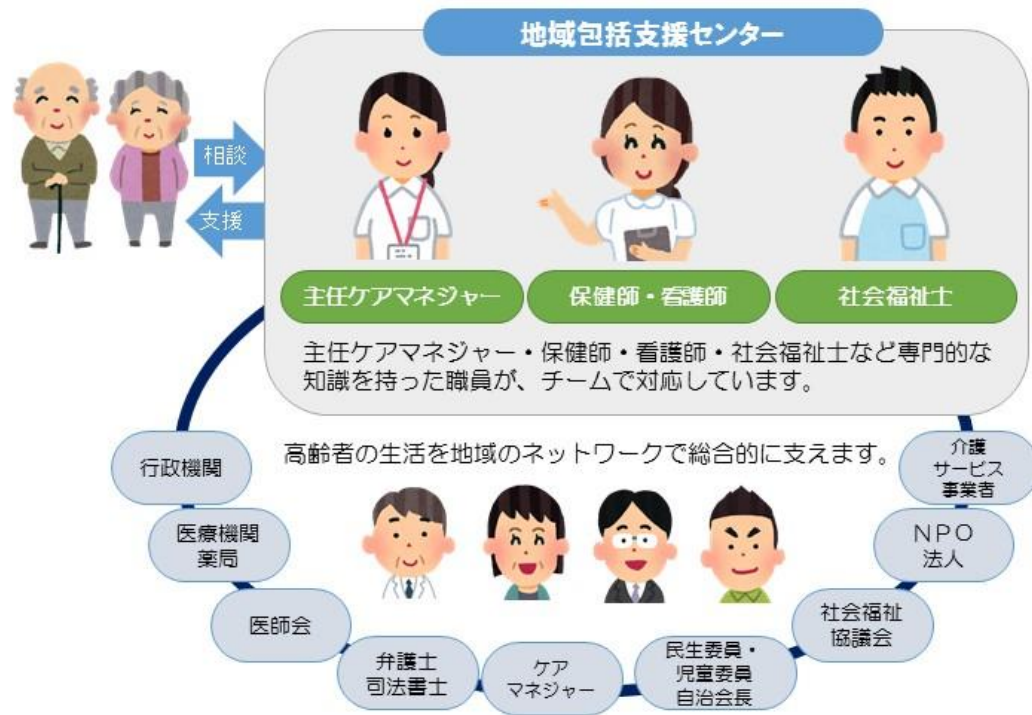
（単位：円）

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
旅費	0	157,360	0	0	4,400	交通費、宿泊費
需用費	473,549	2,066,551	923,865	1,328,706	299,696	
消耗品費	79,872	1,158,383	158,724	45,854	59,028	事務用品等
燃料費	210,496	381,128	357,629	105,816	101,748	ガソリン等
印刷製本費	23	30,000	0	129,207	0	封筒等
光熱水費	163,594	490,560	12,640	838,036	138,920	
修繕料	19,564	6,480	394,872	209,793	0	自動車等修理
福利厚生費	110,204	150,998	62,132	140,893	34,069	健康診断等
役務費	594,795	879,370	464,934	459,316	615,377	
通信運搬費	330,919	464,606	290,998	305,715	269,227	電話料金、郵送料等
広告料	913	73,797	1,652	9,615	0	広報誌等
手数料	1,296	106,000	27,604	24,982	11,660	振込手数料等
保険料	261,667	138,990	144,680	119,004	206,300	自動車保険、火災保険等
その他	0	95,977	0	0	128,190	雑費、保守料
委託料	21,795,671	19,418,922	14,340,757	4,641,377	3,474,695	
居宅介護事業所への委託	21,445,845	19,391,146	14,011,460	4,306,130	3,426,920	
その他の委託	349,826	27,776	329,297	335,247	47,775	清掃業務等
使用料及び賃借料	509,057	930,012	253,796	390,221	418,781	パソコン、システム等リース
備品購入費	0	0	0	187,660	0	パソコン
負担金	803,000	0	675,647	129,901	23,000	研修受講料、協議会費等
租税公課	71,000	54,600	46,514	8,000	44,871	消費税、自動車税
物件費合計	24,206,430	23,657,813	16,767,645	7,286,074	6,797,299	

【参考】地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域にある様々な資源(保健・医療・福祉)などを活用し、多面的な支援を行うことを目的に設置している。

高齢者の困りごとの相談、介護予防や健康づくりの相談、介護に関する相談、高齢者虐待や消費者被害の防止など高齢者の権利を守るための相談など、様々な相談に応じる。



(令和2年3月末現在)

センター名	担当圏域	委託法人	職員数	高齢者数	要介護認定者数※
地域包括支援センター嵐北	第二・第三中学校区	県央福祉会	4人	7,167人	1,371人
地域包括支援センター嵐南	第一・本成寺中学校区	新潟県済生会	5人	8,992人	1,566人
地域包括支援センター東	第四・大崎・大島中学校区	県央福祉会	4人	8,240人	1,272人
地域包括支援センター栄	栄中学校区	さかえ福祉会	3人	3,435人	611人
地域包括支援センター下田	下田中学校区	三条市社会福祉協議会	3人	3,271人	578人

※要介護認定者数には、事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の方を含む。